

平成25年第11回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年11月7日(木)
開会10時00分 閉会10時58分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸

出席委員の氏名

欠席委員の氏名 瀬口 勝美 岡 万寿夫

4. 付議事項

議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 4件

議案第23号 農地法第5条計画変更申請書について 1件

議案第24号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 大塚 和己、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成25年第11回総会を開催いたします。本日は瀬口委員及び岡委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員13名での開催となります。 開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	皆さんおはようございます。皆様方にはお忙しい中お集まりいただき有難うございます。皆様ご承知のとおり国の農政がTPPの問題もあって減反政策や農業補助金の関係が変わってくるようであります。今後も注視していかなければならないと思っています。 それでは、ただいまから平成25年第11回11月の総会を開催

事務局	<p>いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には和才委員、土屋委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」です。1ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、この農地を分譲住宅用地への進入路として使用するための許可案件です。なお、この農地は共有者全体で持分が10分の6となっています。なお、後ほど審議していただく5条転用と関連しての申請となります。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子307番地11 田 212 m² 申請人：中津市〇〇〇〇 T. Y (持分1/2) 中津市豊田町〇〇-〇 T. H (持分1/2)</p> <p>転用理由：分譲住宅用地進入路として使用する。 (その他議案内容朗読及びP2からP7説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。後ほど審議する5条転用に関連しての進入路です。排水については、道路側溝を設けて流すので問題ないと思われま。</p>
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第21号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」は承認することと決めます。</p>
事務局	<p>つづいて、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は4件の申請があるようなので事務局より22-1号より逐次説明をお願いします。</p> <p>「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。4箇所ありますが先ほど会長が言われました22-1号ではなく最初に4条転用申請の関連で22-4号より説明を行います。それでは、8ページをご覧ください。</p>
	<p>この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。先ほど4条転用で審議いただきましたのと併せての案件です。</p>

	<p>なお、このうち幸子307番地11は持分が10分の4となっています。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子307番地12 田 366㎡ 吉富町大字幸子307番地11 田 212㎡</p> <p>譲渡人：中津市〇〇〇〇 T. Y (持分1/2) 中津市豊田町〇〇-〇 T. H (持分1/2)</p> <p>譲受人：行橋市大字稻堂〇〇〇〇 K. Y</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 118.00㎡ (その他番号4について議案内容朗読及びP28からP33説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですし、道路側溝に排水を流すので問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>今後は、残りの3区画についても転用申請があると思われます。賀部委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思ひます。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第22号の番号4については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第22号の番号4に関しましては承認することと決します。</p>
事務局	<p>続きまして議案第22号の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>再度8ページをご覧ください。22-1号の説明です。</p> <p>この案件は、この農地を息子さんへ使用貸借権設定(30年間)の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字鈴熊319番地1 田 294㎡ 吉富町大字土屋319番地7 田 19㎡ 合 計 313㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字鈴熊〇〇〇番地〇 T. N 譲受人：吉富町大字別府〇〇〇番地〇 T. T</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 94.80㎡ (その他番号1について議案内容朗読及びP9からP14説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>

<p>是木会長</p>	<p>なお、今回地元委員の岡委員が欠席ですので事前に確認したところ「父親の田を分筆して息子さんが家を建てるという案件で、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、水路に排水を流すので問題ないと思われます。」とのことでした。</p>
<p>各委員</p>	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>是木会長</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>各委員</p>	<p>ございませんようでしたら、議案第22号の番号1については承認することにご異議はございませんか。</p>
<p>是木会長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>では、議案第22号の番号1に関しましては承認することと決します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第22号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>再度8ページをご覧ください。22-2号の説明です。</p>
<p>事務局</p>	<p>この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請農地：吉富町大字今吉119番地1 畑 800㎡</p>
<p>事務局</p>	<p>譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 N. K</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人：吉富町大字今吉〇〇〇番地〇 Y. T</p>
<p>事務局</p>	<p>転用理由：一般住宅(木造平屋建)1棟 建築面積 126.28㎡</p>
<p>事務局</p>	<p>貸駐車場 5台</p>
<p>事務局</p>	<p>(その他番号2について議案内容朗読及びP15からP22説明)</p>
<p>事務局</p>	<p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>豊田委員</p>	<p>隣地の承諾書はとれているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今吉121番地1については、本人が入院中であるためご家族よりの同意がとれているので後日提出との連絡がなっています。</p>
<p>豊田委員</p>	<p>Yさんの田について農作業時(耕耘時のほこり・騒音、農薬の消毒等)の苦情は一切受け付けないと聞いている。</p>
<p>事務局</p>	<p>それと、L型擁壁を入れる計画ですが、擁壁が境界となる場合には基礎部分を境界より外に出さないようにしないと耕耘等に支障をきたすし、水抜きパイプについても田に水が入らないようにして欲しいとのことでした。</p>
<p>事務局</p>	<p>P19ページにあります断面図でA-A断面となりますが、今回の計画では現況をかなり鋤きとって地盤を下げる計画となっていますので、水抜きパイプに関しては擁壁の高さが30cm程度と思われますので確認を行います。また、L型擁壁の基礎については境界を越えないように指導します。</p>

若山委員 事務局	<p>現況の地盤高はどのくらいの高さになるのか。</p> <p>P 1 9 ページの断面図に丸数字で記入されています。現況の町道を基準として 2 0 ~ 3 0 c m 程度の地盤高になる計画ですので、進入路とは 5 0 c m 以上の段差がつく予定です。</p>
是木会長 各委員	<p>その他に質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
是木会長 各委員	<p>ございませんようでしたら、議案第 2 2 号の番号 2 については、付帯事項をつけて承認することにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
是木会長 事務局	<p>では、議案第 2 2 号の番号 2 に関しましては付帯事項をつけて承認することと決めます。</p> <p>続きまして議案第 2 2 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>再度 8 ページをご覧ください。2 2 - 3 号の説明です。</p> <p>この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>この件は後ほど審議していただく 5 条計画変更と併せての一体計画の案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子 3 6 0 番地 田 1 4 5 m² 譲渡人：福岡市東区香椎駅前〇-〇〇-〇〇〇 I . Y 譲受人：中津市東本町〇番地〇 A ・ H 不動産(株) 転用理由：宅地分譲用地 2 区画</p> <p>(その他番号 3 について議案内容朗読及び P 2 2 から P 2 7 説明)</p>
是木会長 賀部委員	<p>農地区分については都市計画用途区域内「第 1 種低層住居専用地域」内の農地であることから第 3 種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p> <p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。前回一部残った用地を合算して宅地造成する計画です。排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、水路に排水を流すので問題ないと思われま。</p>
是木会長 各委員	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
是木会長 各委員	<p>ございませんようでしたら、議案第 2 2 号の番号 3 については承認することにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第 2 2 号の番号 3 に関しましては承認することと決めます。これにより「議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」4 箇所とも承認することとします。</p> <p>それでは、次の議事に入ります。「議案第 2 3 号 農地法第 5 条</p>

<p>事務局</p>	<p>計画変更請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは34ページをご覧ください。この案件は平成24年10月の農業委員会で2区画の宅地分譲地として審議され、平成24年10月31日付けで県より許可された案件を、今回先ほど5条転用で審議いただいた案件を追加用地として転用し、変更する許可申請案件です。</p> <p>当初申請地：吉富町大字幸子359番地 田 544㎡ 所有者：A・H不動産(株)</p> <p>追加申請地：吉富町大字幸子360番地 田 145㎡ (その他議案内容朗読及びP35からP40説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>賀部委員 是木会長</p>	<p>計画変更に関しては問題がないと思われます。</p> <p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>ございませんようでしたら、議案第23号については承認することにご異議はございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第23号に関しましては承認することと決します。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、次の議事に入ります。「議案第24号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは説明いたします。(P41議案朗読)</p> <p>吉富町農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。別添資料をごらんください。</p> <p>今回11月の利用権設定の件数は、新規は27件で24,254㎡、更新は31件で36,101㎡、合計は58件で60,355㎡となっています。前年と対比すると、新規は2件の増加、更新は48件の減少となっています。更新時期の関係もありまして今回は全体で減少しております。しかしながら町全体で言えば年々利用権面積は増加の傾向にあります。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましましては、新規及び更新の一覧表を添付しておりますのでご覧ください。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思</p>

各委員 是木会長	<p>ます。発言のある方は挙手お願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案24号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>では、「議案第24号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は承認することと決めます。</p>
事務局	<p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>46ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>番号の1についてですが、YさんとOさんの6年間の利用権ですが、借手の都合(期間統合)による合意解約です。</p> <p>続きまして番号の2ですが、MさんとUさんの3年間の利用権2件分ですが、借手の都合(高齢化)による合意解約です。</p> <p>最後に番号の3ですが、UさんとTさんの年間の利用権ですが、貸手の都合(借手変更)による合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p>
各委員 是木会長	<p>(質疑なし)</p> <p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっておりますがなにかありませんか？</p>
土屋委員 各委員 是木会長	<p>土屋地区新規利用権について</p> <p>(各地区内での情報交換)</p> <p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、12月5日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、これもちまして平成25年第11回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	10時58分 閉会

以上をもって全議案の審議並びに報告を終了したので、本議事録を作成し、議事録署名人がこれに署名する。